

第3849号議案

第248回福岡県都市計画審議会議案

令和8年2月18日(水)

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 4 9 号	福岡広域都市計画区域区分の変更について	1 ～ 6

第3849号議案

7 都 第 2 4 2 6 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画区域区分の変更について

令和8年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,393千人	2,540千人
市街化区域内人口		2,272千人	2,419千人
配分する人口		-	2,313千人
保留する人口		-	106千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	106千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

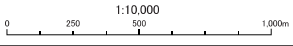
変更理由

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」において、「市街化調整区域とされている区域の一部において、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を検討する場合は、当該地区の農林漁業との調整を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、計画的に市街化区域に編入を行うものとする。」と定めています。

今回、那珂川市及び粕屋町地内において土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実に見込まれることから、保留された人口フレーム内で市街化区域に編入するものです。

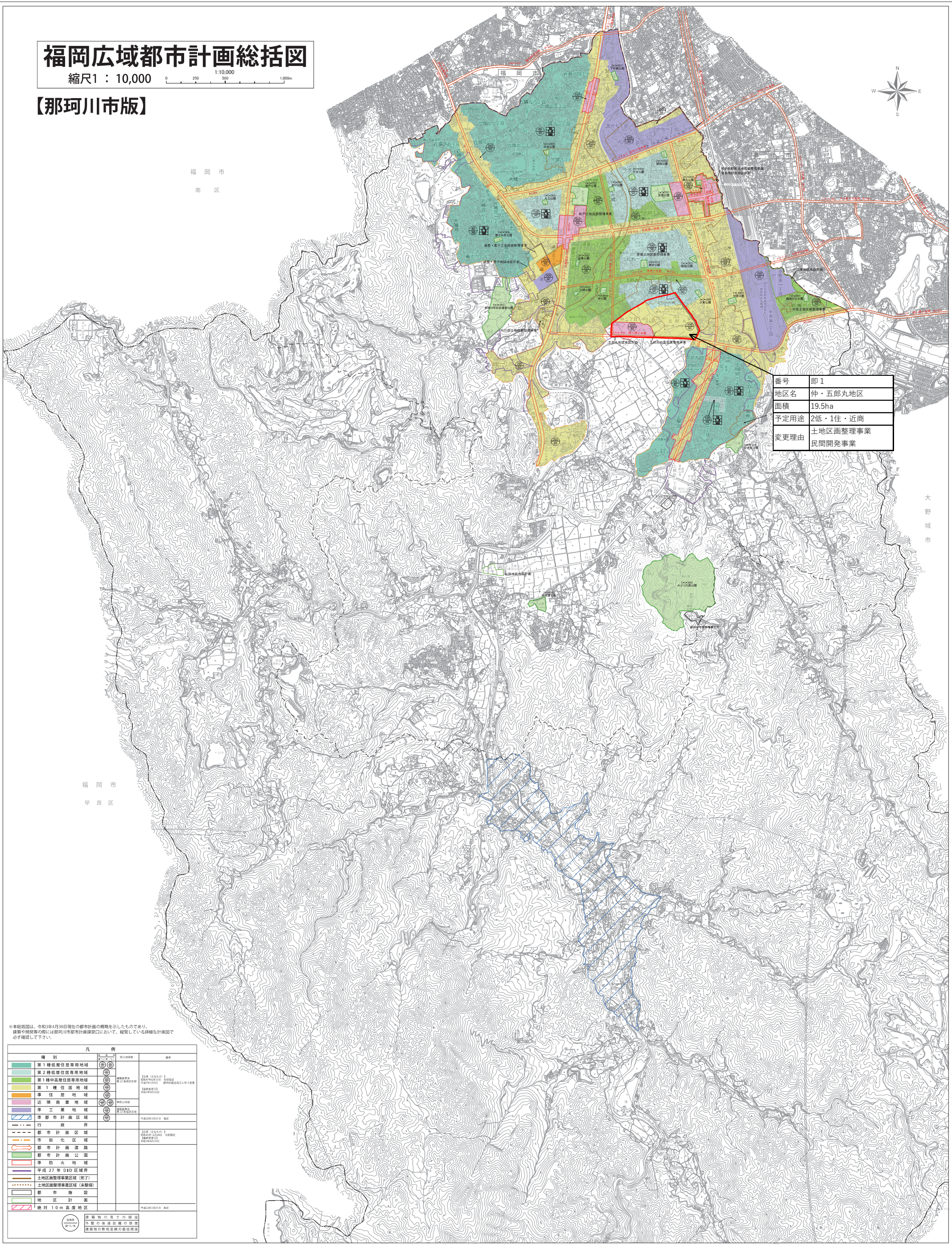
福岡広域都市計画総括図

縮尺1：10,000



【那珂川市版】

福岡市
南区



番号	即1
地区名	仲・五郎丸地区
面積	19.5ha
予定用途	2低・1住・近商
変更理由	土地区画整理事業 民間開発事業

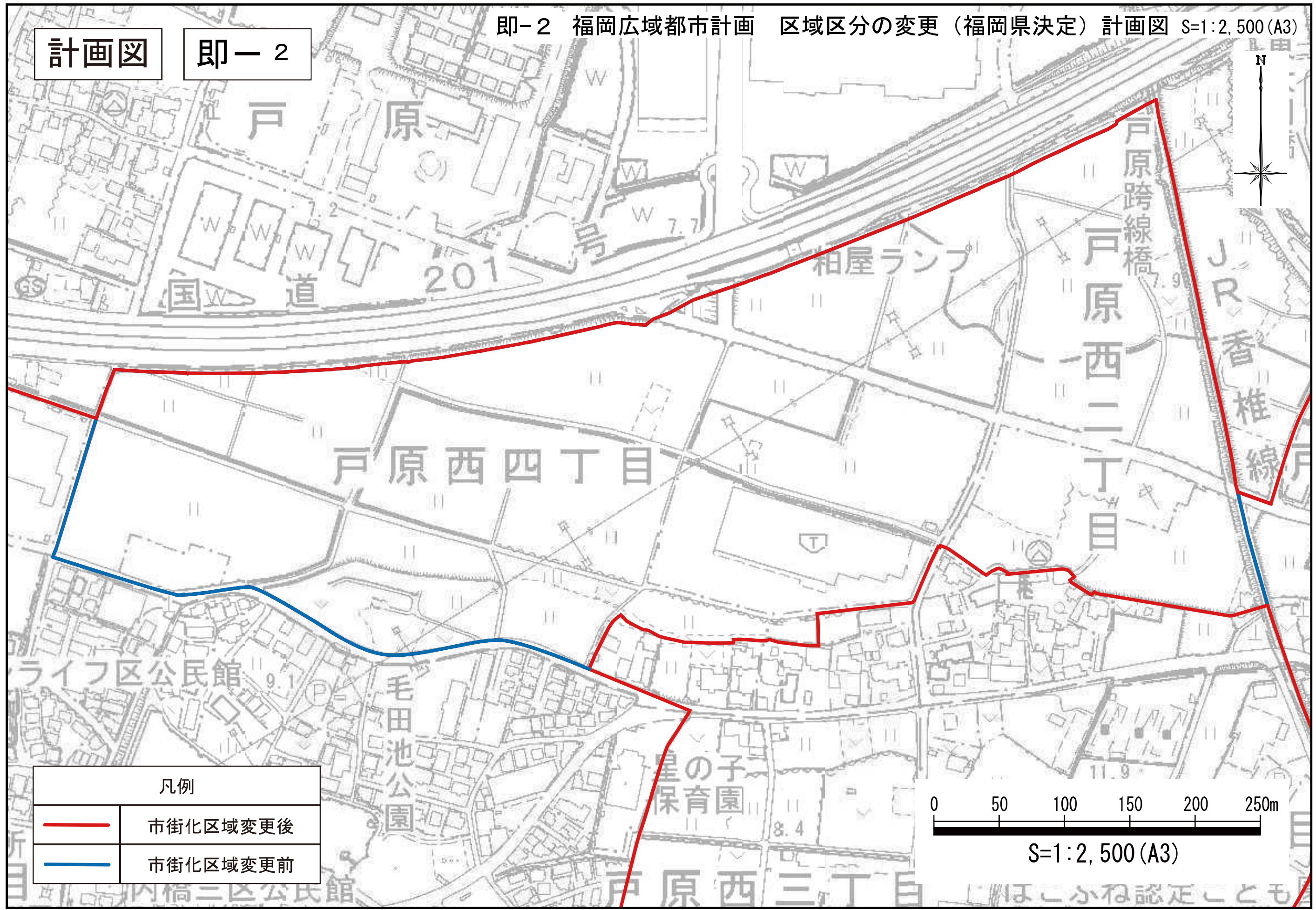
大野城市



福岡市
早良区

※本総括図は、令和2年4月30日現在の都市計画の概略を示したものであり、
建築や開発等の際には那珂川市都市計画課窓口において、縮尺している詳細な計画図で
必ず確認して下さい。

凡 例		説明
	第1種低層住居専用地域	都市計画区域
	第2種低層住居専用地域	都市計画区域
	第1種中高層住居専用地域	建築標準法 第22条第2項第1号 昭和57年12月31日 都市計画部告示(第13号)
	第1種住居地域	建築標準法 第22条第2項第2号 昭和57年12月31日 都市計画部告示(第13号)
	準住居地域	都市計画区域
	近隣商業地域	都市計画区域
	準工業地域	都市計画区域
	準都市計画区域	都市計画区域 平成27年12月13日 告示
	行政界	
	都市計画区域境	
	市街化区域境	
	都市計画道路	
	都市計画公園	
	準防火地域	
	平成27年DID区域界	
	土地区画整理事業区域(完了)	
	土地区画整理事業区域(未整備)	
	都市施設	
	地区計画	
	絶対10m高度地区	平成28年12月13日 告示
	建築物の高さの制限 外壁の高さ制限の措置 建築物の敷地定積の最低限度	

計画図 即-2



凡例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前